

平成25年度

「山陽小野田市障害福祉計画検討委員会」

と き 平成26年3月26日（水）15：30～

ところ 山陽小野田市役所本館3階 大会議室

目 次

市内の障がい者の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第2期計画の実績と第3期計画の進捗状況について・・・・・・・・ 5

障がい者を取り巻く環境の変化・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

平成25年度主な事業の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

今後の重点事業及び課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

【1】市内の障がい者の現状

1 障がい者手帳所持者の状況

各年度とも4月の数値で、平成22年度までの人口比はH17国勢調査による市人口（66,261人）で、平成23年度以降の人口比はH22国勢調査による市人口（64,550人）で算出しています。

(1) 身体障がい者の状況

① 「身体障害者手帳」所持者数

(各年度4月)

年 度	20	21	22	23	24	25
所持者数（人）	2,601	2,678	2,769	2,768	2,784	2,813
市人口比（％）	3.93	4.04	4.18	4.29	4.31	4.36

② 年齢別「身体障害者手帳」所持者数

(各年度4月)（人）

年 齢	20	21	22	23	24	25
～5歳	7	9	10	11	8	11
6歳～17歳	34	36	31	41	37	35
18歳～59歳	528	515	472	498	471	433
60歳～64歳	214	242	274	269	284	269
65歳～	1,818	1,876	1,982	1,949	1,984	2,065
合 計	2,601	2,678	2,769	2,768	2,784	2,813

③ 等級別「身体障害者手帳」所持者数

(平成25年4月)（人）

等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
人数	846	408	585	682	140	152	2,813

(2) 知的障がい者の状況

① 年齢別・程度別「療育手帳」所持者数

(各年度4月)(人)

年 齢	程度	20	21	22	23	24	25
18 歳未満	A	30	19	23	30	18	19
	B	49	43	61	73	74	80
	計	79	62	84	103	92	99
18 歳以上	A	159	172	173	155	145	143
	B	170	178	192	169	171	183
	計	329	350	365	324	316	326
合 計	A	189	191	196	185	163	162
	B	219	221	253	242	245	263
	計	408	412	449	424	408	425
市人口比 (%)		0.62	0.62	0.68	0.66	0.63	0.66

(3) 精神障がい者の状況

① 年齢別・等級別「精神障害者保健福祉手帳」所持者数

(各年度4月)(人)

年 齢	等級	19	20	21	22	23	24	25
18 歳 未 満	1 級	0	1	1	1	1	0	0
	2 級	0	0	0	0	0	1	2
	3 級	0	1	1	1	2	5	9
	計	0	2	2	2	3	6	11
18 歳 以 上	1 級	99	100	98	94	89	95	104
	2 級	70	76	82	97	108	112	143
	3 級	22	34	39	35	40	38	49
	計	191	210	219	226	237	245	296
合 計	1 級	99	101	99	95	90	95	104
	2 級	70	76	82	97	108	113	145
	3 級	22	35	40	36	42	43	58
	計	191	212	221	228	240	251	307
市人口比 (%)		0.29	0.32	0.33	0.34	0.37	0.39	0.47

② 精神障がい者の医療状況

(各年度4月)(人)

区 分	17	20	21	22	23	24	25
市の精神通院 受給者数	443	510	555	605	694	741	740

2 「障害程度区分」審査判定の状況

「障害程度区分」は、区分6が重度で、区分1にいくほど軽度となり、日常生活上支援が必要ない場合は非該当となります。介護給付のサービスを利用する際には、「障害程度区分」の判定が必要となります。(同行援護を除く。)

判定方法は、まず聞き取りにより認定調査の一次判定結果及び特記事項を作成します。これに医師意見書を加えて、「障害者自立支援認定審査会」に提出し、1合議体につき5名の委員により、3年以内の期間を定めて区分を認定します。

在宅では軽度の区分の障がい者が多く、施設入所では重度の区分の障がい者が多くなっています。

<「障害程度区分」の認定状況>

(平成25年11月)(人)

区 分		非該当	1	2	3	4	5	6	合計
身 体	在宅者	0	2	13	14	4	10	9	52
	施設入所者	0	0	2	1	4	4	16	27
知 的	在宅者	0	9	25	24	27	12	6	103
	施設入所者	0	1	7	4	10	7	27	56
精 神	在宅者	0	6	17	11	1	1	0	36
	施設入所者	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	在宅者	0	17	55	49	32	23	15	191
	施設入所者	0	1	9	5	14	11	43	83
割 合	在宅者	0%	8.9%	28.8%	25.7%	16.8%	12.0%	7.8%	100%
	施設入所者	0%	1.2%	10.8%	6.0%	16.9%	13.3%	51.8%	100%

※平成26年4月より「障害支援区分」に変更になります。

3 障がい者の雇用状況

障がい者の雇用状況について、平成20年度以前は旧小野田公共職業安定所管内（山陽小野田市、美祢市、楠町）の数値、平成21年度以降は公共職業安定所の統合により、宇部公共職業安定所管内の数値です。

平成17年に「障害者雇用促進法」が整備され、管内の雇用率は毎年少しずつ伸びており、平成21年度以降は「障害者法定雇用率」の1.8%を上回っています。ただし、平成25年4月から「障害者法定雇用率」が2.0%へ引き上げとなり、障がい者を雇用しなければならない事業主の範囲が、従業員56人以上から50人以上に変わりました。

なお、公共職業安定所での求職や相談のほか、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所や「障害者就業・生活支援センター」などの支援を得て、一般就労に結びつくケースもあります。

公共職業安定所調（各年度6月）

年度	企業数 (箇所)	障がい者数 (人)	管内雇用率 (%)	県雇用率 (%)	国雇用率 (%)
16	34	98.0	1.47	2.11	1.46
17	34	97.0	1.58	2.08	1.49
18	33	113.5	1.67	2.08	1.52
19	34	124.5	1.78	2.17	1.55
20	35	107.5	1.75	2.22	1.59
21	130	482.0	1.82	2.22	1.63
22	124	489.0	1.90	2.28	1.68
23	135	544.5	1.89	2.24	1.65
24	141	551.5	1.88	2.28	1.69
25	173	567.5	1.80	2.33	1.76

※障がい者数は、次に掲げる者の合計。

平成5年～平成17年 身体障がい者（重度身体障がい者はダブルカウント）、知的障がい者（重度知的障がい者はダブルカウント）、重度身体障がい者又は「重度知的障害者」である短時間労働者

平成18年～ 平成17年までの対象者に精神障がい者（精神障がい者である短時間労働者は0.5でカウント）を加えた数

【2】 第2期計画の実績と第3期計画の進捗状況について

第2期計画における平成24年度の実績及び第3期計画の目標計画見込量について、平成25年度前半の進捗状況を分析・評価し、必要な見直しを図ります。

1 「障害福祉サービス」等の実績と進捗状況

(1) 「障害福祉サービス」

① 訪問系サービス

訪問系サービスは、在宅で訪問による介護や、通院等へ同行などの支援を受けるサービスです。

○ 居宅介護

居宅において、入浴、排泄、食事の介護や家事など生活全般にわたる支援を行います。

<年間利用時間>

※（ ）は実利用人数

年度	21	22	23	24	25 (11月末)	25	26
計画	6,960 (29人)	7,920 (33人)	8,880 (37人)	5,577 (39人)		5,863 (41人)	6,006 (42人)
実績	4,529 (23人)	4,151 (26人)	4,509 (36人)	5,852 (42人)	4,613 (44人)		

○ 重度訪問介護

常に介護を必要とする重度の肢体不自由者に、居宅において、入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援や見守りなどを総合的に行います。

<年間利用時間>

※（ ）は実利用人数

年度	21	22	23	24	25 (11月末)	25	26
計画	1,460 (1人)	2,920 (2人)	4,380 (3人)	1,280 (1人)		1,280 (1人)	1,280 (1人)
実績	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)		

○ 同行援護

視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がい者等に、外出時においてその障がい者等に同行し、必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の外出する際に必要な支援を行います。

<年間利用時間>

※（ ）は実利用人数

年度	23	24	25 (11月末)	25	26
計画		640 (8人)		720 (9人)	800 (10人)
実績	185 (4人)	557 (7人)	440 (7人)		

○ 行動援護

知的障がい者又は精神障がい者に、買い物や通院などで行動する際の危険を回避するために必要な支援を行います。

<年間利用時間>

※（ ）は実利用人数

年度	21	22	23	24	25 (11月末)	25	26
計画	208 (1人)	416 (2人)	832 (4人)	360 (1人)		360 (1人)	360 (1人)
実績	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)		

○ 「重度障害者等包括支援」

常時介護を必要とし、介護の必要の程度が著しく高い方に、居宅介護その他の「障害福祉サービス」を包括的に提供します。

現在のところ利用はありません。

<年間利用時間>

※（ ）は実利用人数

年度	21	22	23	24	25 (11月末)	25	26
計画	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)	4,380 (1人)		4,380 (1人)	4,380 (1人)
実績	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)		

② 日中活動系サービス

新体系に移行した施設でのサービスは、日中活動系サービスと居住系サービスに分かれています。

○ 生活介護

常に介護を必要とする方に、日中に入浴、食事、排泄等の介助を行うとともに、創作的活動又は生産的活動の機会を提供します。実際の利用者の中には、施設に入所して常時利用している方と、通所により月に数日利用する在宅の方がいます。

<年間利用日数>

※（ ）は実利用人数

年度	21	22	23	24	25 (11月末)	25	26
計画	8,100 (45人)	11,880 (66人)	21,648 (82人)	24,200 (110人)		24,860 (113人)	25,960 (118人)
実績	9,586 (42人)	12,517 (61人)	16,951 (90人)	26,485 (125人)	17,727 (122人)		

○ 自立訓練(機能訓練)

地域で生活する上で、身体機能や生活能力の維持、向上等のため、一定の支援が必要な身体障がい者に、施設への通所や在宅への訪問により、理学療法や作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

<年間利用日数>

※（ ）は実利用人数

年度	21	22	23	24	25 (11月末)	25	26
計画	8,100 (45人)	11,880 (66人)	16,560 (92人)	264 (1人)		264 (1人)	264 (1人)
実績	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)		

○ 自立訓練(生活訓練)

知的障がい者又は精神障がい者に、入浴や排泄、食事等の自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言等を行います。このサービスの利用期間は原則として２年間までとなっていますが、実利用人数が増加しています。

<年間利用日数>

※（ ）は実利用人数

年度	21	22	23	24	25 (11月末)	25	26
計画	1,056 (4人)	2,640 (10人)	4,224 (16人)	1,800 (10人)		1,080 (6人)	720 (4人)
実績	509 (4人)	971 (7人)	1,652 (11人)	1,971 (15人)	1,438 (15人)		

○ 就労移行支援

一般企業への就労を希望する障がい者に、一定期間、生産活動や職場体験等の活動の機会を提供するほか、就労に必要な知識及び能力向上に必要な訓練、適性に応じた職場の開拓、就職後の職場への定着他の目に必要な相談等を行います。新体系へ移行した施設での利用が進み、計画に沿って実利用人数が伸びています。

<年間利用日数>

※（ ）は実利用人数

年度	21	22	23	24	25 (11月末)	25	26
計画	2,052 (9人)	3,192 (14人)	4,104 (18人)	6,800 (34人)		6,200 (31人)	4,400 (22人)
実績	2,389 (13人)	2,261 (12人)	3,047 (31人)	6,128 (46人)	5,020 (40人)		

○ 就労継続支援(A 型)

一般企業等での雇用が困難な障がい者に、雇用契約等により生産活動その他の活動の機会の提供等就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や支援を行います。新体系へ移行した施設や新たに開設した施設での利用が進み、実績が計画を上回っています。

<年間利用日数>

※ () は実利用人数

年度	21	22	23	24	25 (11月末)	25	26
計画	900 (5人)	1,260 (7人)	1,980 (11人)	3,150 (14人)		4,050 (18人)	4,725 (21人)
実績	742 (3人)	1,607 (9人)	2,605 (12人)	2,687 (12人)	1,916 (15人)		

○ 就労継続支援(B 型)

就労移行支援等を利用したが一般企業等への雇用が難しい障がい者や、一定年齢に達している障がい者等に生産活動にかかる知識及び能力の向上のために必要な訓練や支援を行います。

<年間利用日数>

※ () は実利用人数

年度	21	22	23	24	25 (11月末)	25	26
計画	5,304 (26人)	6,528 (32人)	19,380 (95人)	24,960 (104人)		29,520 (123人)	34,560 (144人)
実績	4,816 (26人)	6,373 (37人)	8,884 (50人)	21,425 (124人)	14,924 (137人)		

○ 療養介護

医療と常時介護を必要とする障がい者に、医療機関での機能訓練、療養上の管理・看護・介護及び日常生活の世話をを行います。

<年間実利用人数>

年度	21	22	23	24	25 (11月末)	25	26
計画	1	1	6	1		2	4
実績	1	1	1	5	7		

○ 児童デイサービス(放課後等デイサービス)

障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練を行います。平成24年度からは、放課後等デイサービスに変更になっています。

<年間利用日数> ※ () は実利用人数

年度	21	22	23	24	25
計画	90 (6人)	105 (7人)	120 (8人)		
実績	72 (6人)	201 (15人)	1,515 (29人)	1,741 (24人)	1,739 (10人)

○ 短期入所

自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴・排泄・食事の介護等を行います。

<年間利用日数>

※ () は実利用人数

年度	21	22	23	24	25 (11月末)	25	26
計画	1,050 (21人)	1,100 (22人)	1,150 (23人)	880 (11人)		960 (12人)	1,040 (13人)
実績	1,111 (11人)	849 (10人)	627 (22人)	480 (23人)	516 (25人)		

③ 居住系サービス

居住系サービスは、夜間や休日に生活の場を提供するサービスであり、日中活動系サービスと組み合わせて利用されます。

○ 共同生活援助(グループホーム)・共同生活介護(ケアホーム)

知的障がい者や精神障がい者が夜間や休日に共同生活を行う住居で、グループホームは相談や日常生活上の援助等を行い、ケアホームはそれに加えて入浴・排泄・食事の介護等を行います。

<年間実利用人数>

年度	21	22	23	24	25 (11月末)	25	26
計画	28	38	52	50		57	66
実績	27	40	50	50	49		

○ 施設入所支援

施設に入所する方に、夜間や休日に入浴・排泄・食事の介護等を行います。

<年間実利用人数>

年度	21	22	23	24	25 (11月末)	25	26
計画	37	58	89	78		79	81
実績	42	48	55	82	80		

(2) 相談支援

① 計画相談支援

「障害福祉サービス」又は地域相談支援を利用するすべての障がい者等に、相談支援事業者が、「障害福祉サービス」の支給決定前又は支給決定の変更前にサービス等利用計画案を作成し、支給決定又は変更後にサービス事業者等との連絡調整、計画の作成を行います。また、その後も厚生労働省令で定める期間ごとに、サービス等の利用状況の検証や計画の見直しを行います。

<年間実利用人数>

年度	21	22	23	24	25 (11月末)	25	26
計画	5	7	12	21		40	61
実績	3	5	7	50	173		

※平成 23 年度までの計画及び実績の数値は、従前の指定相談支援のもの。

② 地域移行支援

障がい者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者に、相談支援事業者が、住居の確保、その他地域移行支援のための活動に関する相談、地域移行のための「障害福祉サービス」事業所等への同行支援等を行います。

<年間実利用人数>

年度	24	25 (11月末)	25	26
計画	2		2	2
実績	4	2		

③ 地域定着支援

居宅で単身で生活する障がい者又は家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がい者に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問、緊急対応等を行います。

＜年間実利用人数＞

年度	24	25 (11月末)	25	26
計画	2		2	2
実績	3	5		

(3) 地域生活支援事業

① 相談支援事業

障がい者等、障がい者の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、「障害福祉サービス」や他の必要とするサービスの利用調整などを行うとともに、障がい者虐待の防止や早期発見のために関係機関との連絡調整、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した生活を営むことができるようにすることを目的としています。

○ 相談支援事業所

市では、3障がいそれぞれの特性に応じた相談に応じられるよう、宇部市と共同で3か所の相談支援事業所に委託しています。

- ・「宇部市障害者生活支援センター・ぴあ南風」
- ・総合相談支援センター・ぷりずむ
- ・生活支援センター・ふなき

＜年間相談件数＞

※（ ）は実利用人数

年 度	21	22	23	24	25 (11月末)	25	26
計画	—	—	—	2,110 (90人)		2,000 (85人)	1,790 (80人)
実績	1,724 (73人)	2,114 (91人)	2,154 (90人)	1,651 (89人)	1,430 (115人)		

＜相談件数の施設別内訳＞

※（ ）は実利用人数

年 度	21	22	23	24	25 (11 月末)
ぴ あ	109	185	180	194	316
ぷりずむ	1,079	736	510	597	445
ふなき	536	1,193	1,464	860	669
計	1,724	2,114	2,154	1,651	1,430

上記のほか、「心身障害児簡易通園施設なるみ園」では障がい児の療育の他に発達相談室スマイルにおいて療育相談を実施しており、「心身障害者福祉作業所のぞみ園」においても相談支援を実施しており、市内で相談を受けられる体制づくりを強化しています。

＜相談件数の施設別内訳＞ ※（ ）は実利用人数

年 度	21	22	23	24	25 (11 月末)
なるみ園	—	195 (127 人)	485 (164 人)	427 (130 人)	427 (122 人)
のぞみ園	—	—	98 (58 人)	482 (73 人)	714 (65 人)
計	—	—	583 (222 人)	1,209 (203 人)	1,141 (187 人)

② コミュニケーション支援事業

意思疎通を図るために支援が必要な聴覚・言語障がい者等に、手話通訳又は要約筆記等の方法により意思疎通を図る手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

＜年間の手話奉仕員等の派遣回数＞ ※（ ）は実利用人数

年度	21	22	23	24	25 (11 月末)	25	26
計画	21 (7 人)	24 (8 人)	30 (10 人)	26 (10 人)		29 (11 人)	32 (12 人)
実績	26 (7 人)	20 (7 人)	35 (9 人)	43 (13 人)	38 (13 人)		

③ 日常生活用具等給付事業

重度障がい者の在宅での安心した生活を支援するため、日常生活用具等の給付を行います。

< 年間の給付件数 >

※ () は実利用人数

年度	21	22	23	24	25 (11月末)	25	26
計画	910 (110人)	1,000 (120人)	1,100 (130人)	1,141 (141人)		1,172 (145人)	1,203 (150人)
実績	778 (110人)	942 (135人)	1,128 (143人)	1,188 (139人)	1,196 (143人)		

※平成21年度以降、ストーマ・紙おむつは1か月の支給を1件として算出。

④ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等に、社会生活上必要な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出支援を行います。

平成23年度は実利用人数が計画を上回っていますが、視覚障がい者の移動支援の利用は今後同行援護に移行する見込みです。

< 事業所数、年間の利用時間 >

※ () は実利用人数

年度	21	22	23	24	25 (11月末)	25	26
計画	6か所 1,032時間 (6人)	6か所 1,204時間 (7人)	7か所 1,548時間 (9人)	8か所 420時間 (7人)		8か所 480時間 (8人)	8か所 540時間 (9人)
実績	5か所 903時間 (6人)	8か所 951時間 (7人)	9か所 999時間 (11人)	9か所 798時間 (6人)	9か所 559時間 (6人)		

⑤ 地域活動支援センター

就業が困難な在宅の障がい者に、創作的活動又は生産活動の機会を提供したり、機能訓練や社会適応訓練、相談支援などを行います。市内3か所の地域活動支援センターのうち、2か所が就労継続支援（B型）の事業所に移行しました。

＜年間実利用人数＞

年 度	21	22	23	24	25 (11月末)	25	26
地域活動支援センター	86	86	87	17	19	9	10
工房おれんじ	41	43	45	—	—	—	—
あさレインボー	30	27	26	—	—	—	—
かに工房	15	16	16	17	19	9	10
「心身障害者福祉作業所のぞみ園」	19	18	19	19	19	19	19

⑥ 訪問入浴サービス事業

障がい者のいる家庭に移動入浴車で訪問し、入浴サービスを行うことにより、障がい者の清潔と健康を保つことを目的としています

＜年間利用回数＞

※（ ）は実利用人数

年度	21	22	23	24	25 (11月末)	25	26
計画	160 (4人)	200 (5人)	180 (5人)	50 (1人)		50 (1人)	50 (1人)
実績	84 (2人)	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)		

⑦ 日中一時支援事業

施設や学校の空き教室等を利用して、障がい者等の日中における活動の場を確保し、社会に適応するための日常的な訓練を行うことにより、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的としています。近年は利用者が増え、実績が計画を上回っています。

<事業所数、年間利用回数>

※（ ）は実利用人数

年度	21	22	23	24	25 (11月末)	25	26
計画	— 1,600回 (40人)	— 1,640回 (41人)	— 1,680回 (42人)	24か所 2,650回 (56人)		24か所 2,700回 (57人)	24か所 2,750回 (58人)
実績	17か所 1,857回 (44人)	23か所 2,649回 (64人)	25か所 2,300回 (61人)	25か所 2,071回 (62人)	26か所 2,467回 (76人)		

⑧ 社会参加促進事業

○ ふれ合い運動会の開催

市内の障がい者や高齢者が参加し、スポーツ・レクリエーション活動を通じて、相互の交流とふれあいを助長することを目的とし、平成25年度においても社会福祉協議会と共同で実施しました。

○ 点字・声の広報等発行事業

市内のボランティアグループによる広報紙の朗読活動を支援しています。

点字による広報や広報の朗読テープは、ボランティアグループから直接届けられたり、市を通じて郵送されたりしています。

○ 奉仕員養成研修事業

市内の手話奉仕員、要約筆記奉仕員等についての養成研修を隔年で実施してきました。平成24年度は、手話奉仕員スキルアップ養成研修事業を実施しました。

<手話奉仕員登録者数>

年度	21	22	23	24	25 (11月末)	25	26
計画	20	20	30	30		30	40
実績	21	21	35	37	37		

＜要約筆記奉仕員登録者人数＞

年度	21	22	23	24	25 (11月末)	25	26
計画	20	30	30	30		40	40
実績	20	30	19	19	19		

⑨ 自動車運転免許取得・改造助成事業

身体障がい者又は知的障がい者が自動車運転免許を取得する場合の経費や、重度の肢体不自由障がい者が自動車を改造する場合に、費用の一部を助成します。

＜年間助成件数＞

※（ ）は実利用人数

年度	21	22	23	24	25 (11月末)	25	26
計画	5 (5人)	5 (5人)	1 (1人)	5 (5人)		5 (5人)	5 (5人)
実績	3 (3人)	5 (5人)	4 (4人)	8 (8人)	3 (3人)		

2 「障害福祉サービス」等の数値目標の進捗状況

計画の重点目標である「入所から地域生活への移行の推進」と「施設から一般就労への移行の推進」について、第1期計画で施設が新体系への移行を終了する平成23年度を目標年度として、数値目標を設定しました。

① 施設入所者の地域生活への移行

平成17年10月の施設入所者のうち、平成23年度までに入所からグループホーム・ケアホーム等へ地域移行した人数の実績です。（国基準：平成17年10月の全入所者の10%以上）

移行者数は、計画を上回って伸びています。

<人数>

年度	19	20	21	22	23	24	25 (11月末)	26 (目標値)
地域生活 移行者数	2	1	2	10	0	0	0	9人

※平成17年10月の全入所者数：89人

② 施設から一般就労への移行

平成17年10月の全施設利用者のうち、平成23年度末までに施設退所し、一般就労する人数の実績です。（国基準：第1期計画時点の4倍（又は全施設利用者数の2%）以上）

現在は、目標値の半分である4人の一般就労への移行がありました。

<人数>

※第1期計画時点（平成17年度）：2人

年度	18	19	20	21	22	23	24	26 (目標値)
一般就労 移行者数	1	1	0	0	1	1	6	8人 (又は10人)

【3】 障がい者を取り巻く環境の変化

1 平成25年度における制度改正

(1) 「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(「障害者総合支援法」)」に改正)

(2) 基本理念を規定する

・法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げる。

(3) 障害者の範囲に対応

・「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加える。

(4) 障害者に対する支援

・地域生活支援事業の追加（障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等）

(5) サービス基盤の計画的整備

- ・障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び地域生活支援事業の実施に関する事項についての障害福祉計画の策定
- ・基本指針・障害福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化
- ・市町村は障害福祉計画を作成するに当たって、障害者のニーズ把握等を行うことを努力義務化
- ・自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化

(6) 障がい者の法定雇用率が引き上げられること

平成25年4月1日から障がい者の雇用の促進等に関する法律において、法定雇用率が引き上げとなり、また、障がい者を雇用しなければならない事業主の範囲が従業員56人以上から50人以上に変更となる。

2 今後の制度改正及び方針

(1)「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が成立(平成 24 年 6 月 27 日成立)

②平成 26 年 4 月 1 日施行分

- ・「障害程度区分」を、必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示す「障害支援区分」に変更する。
- ・重度訪問介護の対象を拡大すること。
- ・障がい者に対する支援

③検討規定

- ・障がい者施策を段階的に講じるため、法の施行後 3 年を目途として検討する。
- 1 常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方
 - 2 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方
 - 3 障害者の意思決定支援の在り方、障害者福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方
 - 4 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方
 - 5 精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方

【4】平成25年度主な事業の実施状況

1 「障害福祉サービス」の充実

○山陽小野田市自立支援協議会「定例会」の開催

毎月第1木曜日13時半から 市役所会議室

○障がい福祉情報の提供

障がい福祉に関する情報やサービスについて、制度の周知や利用促進を図る。

◆「障がい福祉のしおり」の発行：障がい福祉に関する情報やサービス掲載した冊子を作成し、障がい者手帳交付時に配布・説明し、手続きを行っている。また、本庁、山陽総合事務所その他各支所のほか、市民病院、図書館にも設置。

◆市広報に障がい福祉に関する情報やサービスについて、定期的（4月、7月、10月、11月）及び随時に掲載。

◆小野田神原苑研修講師派遣

○山口県福祉医療費助成制度の一部自己負担金について市単独助成の継続

平成21年7月から山口県が導入した重度心身障がい者医療の一部自己負担金制度（1月1レセプト当たり通院500円、入院2,000円）について、利用者の医療機関の受診控えや健康維持への影響を懸念し、自己負担分を市が単独助成。平成25年度も継続実施するとともに、県へ一部自己負担金制度の撤回を要望。

2 就労・自立・社会参加の促進

○福祉タクシー券増加の継続

障がい者の日常生活の利便と社会活動の範囲の拡大を目的とした福祉タクシー利用助成事業の充実のため、平成21年10月から1人当たり12枚増加。今年度も継続して実施。

◆福祉タクシー券：1人1冊60枚

（人工透析のための通院者には通院回数により年間5冊まで追加交付あり）

○障がい者スポーツの推進

障がいの有無に係わらず、誰もが生涯を通じてスポーツを楽しむことができるよう地域の障がい者スポーツの支援を行う。

◆第13回キラリンピックへの出場支援

○ふれジョブ定例会参加

宇部ふれジョブの会・報告会に参加し、山陽小野田市の障がい児がふれジョブに取り組めるよう支援する。

3 安心して暮らせる地域づくり

○「障害者虐待防止センター」の設置

障がい者虐待についての未然防止や早期発見、迅速な対応を行い、適切な支援を行う。

◆平成24年10月1日から

○「障害者週間」の啓発（「障害者週間」：12月3日から12月9日まで）

障がいや障がい者への正しい理解と認識の普及を図るため、市役所ロビーに、障がい者の作品を展示。

◆展示期間 12月10日から12月14日まで

参加事業所 みつば園、まつば園、のぞみ園

○精神保健福祉講座の継続実施

根強く残る精神障がいに対する社会的偏見を除去するため、精神疾患等に関する正しい知識の普及を図ることを目的として実施。

平成25年度は、地域で生活している障がい者が気軽に集えるフリースペースのような場をつくっていくことを目標に、障がい者の住みよい地域づくりに関心のある方を対象として実施。

◆開催日 平成26年1月に市役所で実施する。

講義：地域で生活するところに病を持つ方のサポートについて
対応の仕方などを含む

4 多様な障がいへの支援

○宇部総合支援学校の進路相談会参加

3年生について、6月に進路相談会に、3月までに進路確認会に参加し、卒業後の進路について支援、手続きを行う。

○厚狭地域特別支援教育専門家チーム連絡協議会出席

厚狭地域（宇部・小野田圏域）の幼稚園・保育園・小・中・高等学校等で対応に苦慮している特別支援教育の事例について、解決の糸口を探り、医療・福祉・心理・行政・教育等のそれぞれの立場から助言を行い、問題解決に向けた協議を行う。

【5】 今後の重点事業及び課題

○山陽小野田市自立支援協議会「定例会」の開催継続

毎月第1木曜日13時半から 市役所会議室

○障がい福祉情報の提供

障がい福祉に関する情報やサービスについて、制度の周知や利用促進を図る。

◆「障がい福祉のしおり」の発行：障がい福祉に関する情報やサービス掲載した冊子を作成し、障がい者手帳交付時に配布・説明し、手続きを行っている。また、本庁、山陽総合事務所その他各支所のほか、市民病院、図書館にも設置。

◆市広報に障がい福祉に関する情報やサービスについて、定期的（4月、7月、10月、11月）及び随時に掲載。

○山口県福祉医療費助成制度の一部自己負担金について市単独助成の継続及び撤廃の要望

平成21年7月から山口県が導入した重度心身障がい者医療の一部自己負担金制度（1月1レセプト当たり通院500円、入院2,000円）について、利用者の医療機関の受診控えや健康維持への影響を懸念し、自己負担分を市が単独助成。平成25年度も継続実施するとともに、県へ一部自己負担金制度の撤回を要望。

○福祉タクシー券増加の継続

障がい者の日常生活の利便と社会活動の範囲の拡大を目的とした福祉タクシー利用助成事業の充実のため、平成21年10月から1人当たり12枚増加。今年度も継続して実施。

◆福祉タクシー券：1人1冊60枚

（人工透析のための通院者には通院回数により年間5冊まで追加交付あり）

○「山陽小野田市障害者虐待防止センター」

障がい者虐待についての未然防止や早期発見、迅速な対応を行い、適切な支援を行う。また、障がい者虐待防止についての啓発・広報を行う。

○精神保健福祉講座の継続実施

根強く残る精神障がいに対する社会的偏見を除去するため、精神疾患等に関する正しい知識の普及を図ることを目的として実施。

○障がい者就労支援施設等からの物品等の調達の推進

「国等による障害者就労施設等からの物品の調達の推進等に関する法律」

（「障害者優先調達推進法」）に基づき、障がい者就労施設等の受注機会の拡大を図るための措置を講じる。